

自ら製造時等検査の業務を行う都道府県労働局長の一覧（令和８年７月１日時点）

※下線部は前回更新時からの変更箇所、括弧内は変更前の名称等

都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする製造時等検査の期間	備考
北海道労働局長、宮城労働局長、山形労働局長、 埼玉労働局長、千葉労働局長、東京労働局長、神 奈川労働局長、長野労働局長、鳥取労働局長、島 根労働局長、岡山労働局長、広島労働局長、山口 労働局長、福岡労働局長、佐賀労働局長、長崎労 働局長、熊本労働局長	令和8年4月1日	ボイラー、移動式クレーン及びゴンドラに係る製造 時等検査の業務の全部	1 年間	
青森労働局長、岩手労働局長、秋田労働局長、福 島労働局長、茨城労働局長、栃木労働局長、群馬 労働局長、新潟労働局長、富山労働局長、石川労 働局長、福井労働局長、山梨労働局長、大分労働 局長、宮崎労働局長、鹿児島労働局長、沖縄労働 局長	令和8年4月1日	すべての製造時等検査（ボイラー、第一種圧力容 器、移動式クレーン及びゴンドラに係るもの）の業 務の全部	1 年間	
岐阜労働局長、静岡労働局長、愛知労働局長、三 重労働局長、滋賀労働局長、京都労働局長、大阪 労働局長、兵庫労働局長、奈良労働局長、和歌山 労働局長、徳島労働局長、香川労働局長、愛媛労 働局長、高知労働局長	令和8年4月1日	移動式クレーン及びゴンドラに係る製造時等検査の 業務の全部	1 年間	